

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日
法律第二十九号)

第一條 毎年四月の第一土曜日の午後三時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時をまじり一日とし、九月の第二土曜日は二十五時をまじり一日とする。

夏時刻の期間中その他の日はすべて二十四時をまじり一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

昭和24年3月22日 電力局

昭和23年度に於て実施した日光利用制度の電力需給に及した影響

第一表は日光利用制度を採用した5月1日の前後各一週間即ち4月22日より4月28日まで及び5月4日より5月10日迄の各期間の電力需と全国地帯別に調査したものであるが平均日量にして夏期時刻を採用せしめ場合は標準時刻の場合に比べ実績は2,335.6 MWh (2.5%)減少を示している。然るに5月に於ける割当電力量は4月に於けるより約2%程減少しているので第一表に示される減少電力量2,335.6 MWhが直ちに夏期時刻制の採用のみに依る結果とは認め難く割当量の減少分を考慮すれば第一三表の示す如く夏期時刻制の影響による一日平均の節電力量は此の中約0.5%の488.7 MWhであると云ひ得る。故に夏時刻制を採用せる5月より9月10日迄の期間に於て節約せられた電力量は概算60,000 MWhと推定されこれは石炭に換算して約66,000トンに相当することになる。

なほ第一四表は夏期時刻を終了せる9月11日の前後一週間にわたり同様に実績を調査したものであり夏期時刻制を廃止してから一日平均2,337.3 MWhだけ増加を示しているが此の期間に於てはアインシ風による影響が含まれているためこれから日光利用制度の影響を見出すことは困難であると思われ。

裏面白紙